



鳥取県告示第五百五号

家畜伝染病にかかっている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	戸数	羽数	発生年月日	発生場所	転帰
ニューカッスル病	鶏	一	七六二	昭和四十五年七月七日	米子市上新印	焼却又は埋却

鳥取県告示第五百六号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号（鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月十四日から施行する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

米子市尾高、下郷、赤井手、上新印、西伯郡名和町東坪、西坪、小竹

鳥取県告示第五百七号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令

第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時

昭和四十五年八月六日八時三十分から十七時まで

〃 七日〃

二 開催の場所

東伯郡赤碕町鳥取県畜産試験場

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込みの方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはりつけ、七月二十八日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙 写 真  
はりつけ欄 はりつけ欄

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

年 月 日

住所

氏名

㊟

鳥取県告示第五百八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月六日から用途廃止した。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市国安字高土手二一六ノ一番地先	場 所	(平方メートル)積	用途
四八・四三			水路敷

鳥取県告示第五百九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月七日から用途廃止した。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市八屋字寺屋敷二二九番地先	場 所	(平方メートル)積	用途
三三・八三			道路敷

鳥取県告示第五百十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年七月八日から用途廃止した。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港市竹内町字岡口八一六番地先から 八二六番地先まで	場 所	(平方メートル)積	用途
字佐賀里灘二九九番地先から 三〇一番地先まで		一一六・一四 八九・二五	道路敷
三〇二番地先から 一三四番地先まで		一三〇・七七	"
字月見瀧一三七ノ一番地先から 一〇三番地先まで		一五〇・三〇	"
九八番地先		三六・四八	"

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定によ

る政党、協会その他の団体の収支に関する報告書を受け、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書

2 期 昭和45年1月1日から

昭和45年6月23日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は寄附の総額		一件千円以上 の寄附		一件五百円以 上の寄附		支出の総額	一件千円以上 の支出		一件五百円以 上の支出		報告書受理 年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
山口長次郎鳥取県後援会	0	0	0	0	0	0	152,582	1	152,582	0	0	45.6.24

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者 なし

(2) 支出

政党、協会その他の団体名 支出の総額

件数

支出の目的

田口長次郎鳥取県後援会

152,582

1

寄附金

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示

第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月十四日から施行する。

昭和四十五年七月十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第七の二の(一)の4を次のように改める。

4 " 伏野二、二五八番先から白兔地内白兔隧道東口までの間 一、〇五〇 " "

別表第七の二の(六)中27を28とし、22から26までを一寸づつ繰り下げ、21を次のように改める。

22 県道三朝温 泉木地山線 三朝町大字三朝無番 五、一六二 高速車 及び中 四〇 先から同町大字大瀬 一番一三先までの間 速車

別表第七の二の(六)中20を21とし、14から19までを一寸づつ繰り下げ、13の次に14として次のように加える。

14 " 三朝町大字助谷 四三 五番 併合先から同大 字四八八番先までの間 三〇〇 " "

別表第八の八の10の次に11として次のように加える。

11 " 三朝町大字助谷 四三五番 併合先から同 大字四八八番先までの間 三〇〇

別表第十の一中50を削り、51から70までを一寸づつ繰り上げる。

別表第十の三中5及び6を削り、7から22までを一寸づつ繰り上げる。

別表第十二の一の(六)の17を次のように改める。

17 県道三朝温 泉木地山線 三朝町大字三朝六七八番先のまがりかど

別表第十二の一の(六)中20及び21を次のように改める。

20 " " 一〇一番一先のまがりかど  
21 " " 一、〇五六番先のまがりかど

別表第十二の一の(六)中23を29とし、22を28とし、21の次に次のように加える。

22 " 大字大瀬四番一三先のまがりかど  
23 " 四番一先のまがりかど  
24 " 四番一七先のまがりかど  
25 " 四番一四先のまがりかど  
26 " 大字砂原三二四番七先のまがりかど  
27 " "

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の7第1項の規定に基づき、次のとおり消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の11の規定により公告する。

昭和45年7月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和45年8月20日 9時から

イ 実技試験 昭和45年9月20日 9時から

(2) 試験の場所

ア 筆記試験 鳥取市東町1丁目305番地 自治会館大会議室

イ 実技試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験 (以下「甲種試験」という。)  
 (2) 乙種消防設備士試験 (以下「乙種試験」という。)  
 受験できる試験の種類及び指定区分の数は、制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一方を受験することができない。

3 試験の方法 試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和45年7月24日から昭和45年7月31日まで (郵送の場合は、昭和45年7月31日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防防災係

(3) 提出書類等

ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1葉 受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル横4.5センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 受験手数料

(ア) 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

(イ) 納付方法

(ウ)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

(ウ) 既納の手数料は、申込みを取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価 毎月三〇円(送料を含む)】